（公害紛争処理法の一部改正）

**第百六十四条**　公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第五十一条及び第五十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公害等調整委員会設置法の一部改正）

**第百六十五条**　公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正）

**第百六十六条**　日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（電気通信事業法の一部改正）

**第百六十七条**　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百七十八条を次のように改める。

**第百七十八条**　第二十五条第一項から第三項までの規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだときは、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百七十九条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百八十条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」を「も、前項と同様とする」に改める。

第百八十条の二を削る。

第百八十一条、第百八十二条第一項、第百八十四条及び第百八十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百九十条第二号中「、第百七十九条、第百八十条の二」を「から第百七十九条まで」に改める。

（政党助成法の一部改正）

**第百六十八条**　政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条第一項及び第四十五条中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正）

**第百六十九条**　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第二項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正）

**第百七十条**　民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「においては」を「には」に、「により」を「の規定により」に改める。

第四十四条第一項、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

**第百七十一条**　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第六項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条第一項及び第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部改正）

**第百七十二条**　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二条第一項、第二十四条、第二十五条及び附則第六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

**第百七十三条**　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十三条の三第一項中「第二百八十八条及び第二百八十九条第一項に」を「第二百八十八条第一項及び第二百八十九条第一項に」に改め、同項第一号、第三号及び第八号中「第二百八十八条第三項」に改め、同項第十号中「第八十五条第一項」を「第八十六条第一項」に改め、同項第十二号中「第二百八十八条」を「第二百八十八条第三項」に改める。

第五十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）

**第百七十四条**　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第百九条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十一条及び第百十二条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十三条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十四条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十五条第一項第一号及び第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。